

○ 山梨大学キャンパス・ネットワーキング・サービス(YINS-CNS)利用・管理要項

制定 平成22年 7月21日

(目的)

第1条 この要項は、山梨大学（以下「本学」という。）の教育、研究及びその関連業務の支援に必要な情報やデータを迅速かつ正確に提供するため、山梨大学キャンパス・ネットワーキング・サービス（以下「YINS-CNS」という。）について必要な事項を定め、もって教職員、学生及び学生同士のコミュニケーションの活性化を図ることを目的とする。

(管理者)

第2条 YINS-CNSの円滑な運用を図るため、管理者を置くものとし、教学支援部教務課長をもって充てる。

(利用者の範囲)

第3条 YINS-CNSを利用できる者（以下「利用者」という。）は、次の各号に掲げる者とする。

- (1) 学生（学部生、大学院生、専攻科生）
- (2) 研究生
- (3) 科目等履修生
- (4) 特別聴講学生
- (5) 教職員（非常勤職員、非常勤講師含む。）
- (6) その他理事（教学担当）が認めた者

(利用管理権限の設定)

第4条 管理者は、YINS-CNSの利用に際し、次の各号に掲げる利用権限及び管理権限を設定する。

- (1) 学生の利用権限
- (2) 教職員の利用権限
- (3) ユーザ利用の管理権限
- (4) 掲示(トピック)の管理権限
- (5) コミュニティの管理権限
- (6) 投稿代理人設定の管理権限
- (7) その他YINS-CNSに係る全ての管理権限

(利用者の遵守事項等)

第5条 利用者は、YINS-CNSの利用に際し、本学の情報セキュリティポリシーを遵守するとともに、掲示の内容等について責任を負わなければならない。

2 利用者は、次の各号に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 公序良俗に反する行為

- (2) 他者の著作権、財産、プライバシーを侵害する行為
- (3) 他者を誹謗中傷する行為
- (4) 本学の名誉、信用を失墜させる行為
- (5) 営利を目的とする行為
- (6) 政治活動や宗教活動を目的とする行為
- (7) YINS-CNSの運用を妨害する行為
- (8) ウイルス感染ファイルの掲示・配付等、本学の情報セキュリティを脅かす行為
- (9) その他本学諸規則に違反する行為

(利用の制限)

第6条 管理者は、前条について違反または違反が疑われる場合は、関連部局に通知するとともに、利用者に対し注意・指導を行なうものとする。

2 管理者は、利用者が注意・指導に従わない場合は、当該掲示の削除、コミュニティの閉鎖など、利用を制限することができる。

(その他)

第7条 この要項に定めるもののほか、YINS-CNSの利用・管理に関して必要な事項は、理事（教学担当）が別に定める。

附 記

この要項は、平成22年 7月21日から実施する。